

2022 年 9 月議会 一般質問

第一質問と答弁

9 月 15 日 (木)
午後 2 時 5 分～

高木たけし市議

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 男性用個室トイレにサニタリーボックスを
設置することについて ---- | 2 |
| 2 | PPP/PFI 事業について ----- | 4 |
| 3 | 75 歳以上の医療費窓口負担の引き上げについて -- | 9 |
| 4 | 環境行政について ----- | 11 |
| | CO2 削減の取り組みについて ----- | 11 |
| | 省エネの推進について ----- | 14 |
| | プラスチック廃棄物処理について ----- | 15 |
| | 産業廃棄物処理について ----- | 19 |
| | 産廃処分場の水質検査について ----- | 21 |



高木たけし市議：男性用個室トイレにサニタリーボックスを設置することについて

前立腺がんや膀胱がんで、術後に尿漏れ状況が深刻になるケースが多く、外出時に尿取りパッドやおむつの捨て場所に困る患者さんも増えています。トイレの個室にサニタリーボックスがない場合に、自宅に持ち帰る方が多く、個室の外にあるトイレ内のゴミ箱に入れる、多機能トイレにあるゴミ箱を探すなど苦労されています。

全国では、7県と40の市町で、男子トイレの個室に、サニタリーボックスを設置しています。廿日市市では、男性用トイレを利用する性的少数者が生理用品を捨てる際の利用も想定して設置しています。

福山市の公共施設の男子トイレに何カ所サニタリーボックスが設置されているのかお示してください。公共施設のトイレに大きめのサニタリーボックスを設置すること、女性用トイレにも同様の対応をすること、事業所や商業施設、駅など民間施設への設置を働きかけることを求めます。ご所見をお示してください。

副市長答弁：高木議員の御質問にお答えいたします。

始めに、男性用個室トイレのサニタリーボックスの設置についてであります。

市の施設への設置は、市役所本庁舎の 1 か所です。

本市では、疾病等によりパッドやおむつを使用される方だけでなく、誰もが安心して外出できるよう、多機能を備えたトイレの設置を進めています。

PPP/PFI 事業について

高木たけし市議：国は1999年にPFI法を制定し、公共施設などの建設、維持管理、運営などに民間の資金や経営能力を活用するPFI事業を推進してきました。2015年にはPPP/PFI優先的検討指針を決定し、公民連携の自治体への押し付けを強めています。

しかし、過大な事業効果に基づく試算や、コスト削減効果を求めることによる杜撰な整備事例が相次いでいます。2005年に運営を開始した北九州市のひびきコンテナターミナルは、需要の過大予測のため、わずか開業2年で破綻し、市が40億円で買い取ることになりました。名古屋港イタリア村では、建築法規を無視して安上がりな複合商業施設を整備し、集客見通しが過大だったため2008年に170億円の負債を抱えて倒産。仙台市の「スポパーク松森」は民間事業者による杜撰な施工により、屋根の崩落事故で多数の住民が負傷し、市が賠償することになりました。

昨年5月の会計検査院による国のPFI66事業についての調査報告では、計2367件の債務不履行があり、自治体による直営方式との比較で維持管理費が高額になっていたのが27件、その比率が最大で2.85倍にもなっていたことを指摘しています。

P F I 等による公共サービスの民営化は、安上がりな整備や現場業務を非正規雇用に置き換えるなどのコスト削減で民間企業が利益を得るという搾取の強化が本質であり、企業との癒着、事故の発生、住民サービスの低下を招くばかりでなく、事業が上手くいかなければ責任はすべて自治体が背負う事をこれまでの事例が実証しています。会計検査院の調査結果を踏まえ、P P P / P F I のデメリット、自治体へのリスクについての認識をお示しください。

P P P / P F I 事業は公共サービスの専門性、人権保障や法令順守などの問題が発生していることから、世界では再公営化が進んでいますが、岸田政権はこれまでの事業の検証も無く、「骨太の方針」で「新しい資本主義の中核」と位置付け、さらに今後10年間で30兆円の事業規模を目標とした「P P P / P F I 推進アクションプラン」をまとめています。この方針の評価についてお答えください。

本市は2017年に「福山市P P P / P F I 手法導入優先的検討方針」を策定し、本年4月に福山市公民連携事業推進プラットフォームを立ち上げました。P P P / P F I 地域プラットフォームの協定制度によるものですが、国との協定締結の意図をお示し下さい。

当制度では福山市が内閣府に申請することで、コンサルタントや

P F I 関係団体などの専門家を派遣し、その費用を内閣府が負担するとしていますが、自治体の公共施設整備における政策決定のプロセスに民間事業者が関与することになります。この問題点についての認識をお示し下さい。

9月2日の公共施設再整備特別委員会資料では、交流館の整備手法について同制度を活用した検討をするとしていますが、P F I の専門家を交えた検討は、事実上P P P / P F I 事業を前提とした検討をとなるのではないのでしょうか。認識をお答えください。

また、同委員会資料では(仮称)まちづくり支援拠点施設について、P F I 的手法である「D B O方式により整備することとする。」と明記していますが、同委員会質疑では現段階でV F Mの試算を行っていないことが明らかとなりました。政策プロセスにおいて検討以前にP P P / P F I 事業が前提となっていたのではないのでしょうか。どの段階で、どのような検討手法によって「D B O方式」に決定したのか明確な説明を求めます。

公共施設整備をP P P / P F I 事業ありきで進めることは市民サービスを損ねる結果となります。公共施設整備・運営は公設公営で行い、公共の責任を果たすことを求めます。ご所見をお示し下さい。

副市長答弁：次に、PPP/PFIなどの公民連携手法は、効率的・効果的な公共施設等の建設、維持管理等を図るだけでなく、民間のアイデアやノウハウを活用することで、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスの向上、新たな事業機会の創出による地域経済の活性化などの効果が期待できると考えています。

導入にあたっては、要求水準や公募条件などについて、事前に十分な検討を行ったうえで、適切な条件を設定し、慎重に事業者を選定することが重要であると考えています。

国の「PPP/PFI推進アクションプラン」は、複雑・多様化する社会課題に対応していくため、様々な手法を幅広く検討する中で、より良い手法を選択するためのものであると考えています。

内閣府・国土交通省との協定は、PPP/PFIなどの手法の導入を適切に検討するため、知見を有する専門家の派遣や、先進事例の研究の支援を受けるもので、政策決定に関与するものではありません。

交流館の整備については、PPP/PFI を整備手法の 1 つとして、検討を行うものであり、導入を前提としたものではありません。

(仮称)まちづくり支援拠点施設については、昨年度、PPP/PFI の導入可能性やその効果を検証してきました。VFM については、拠点施設と隣接エリアを一体的に整備した場合は 9.2%、拠点施設の整備のみを行った場合は 7.4%と試算しています。

検証結果からは、拠点施設の機能や市民の利便性を向上させるようなアイデアを持った運営事業者を、施設整備の段階から選定し、意見を取り入れることが有効であり、DBO 方式での検討を進めていくこととしました。

このように、より良い市民サービスを提供していくためには、公設公営のみを前提とするのではなく、PPP/PFI も含め、様々な可能性を幅広く検討し、より最適な方法を選択していくことが、行政の責任であると考えています。

高木たけし市議：75歳以上の医療費窓口負担引き上げについて

岸田政権は、10月から、75歳以上の医療費窓口負担2倍化を実施する予定です。しかし国民の反対の声は、多くなっています。日本高齢期運動連絡会の武市事務局長は、独自の高齢者の生活実態調査アンケートをもとに「医者にかかるのを控えた人が約26%いた。」と指摘しています。物価高騰や年金削減という中で医療費負担を増やすことは、認められません。

総務省の22年7月の「消費者物価指数」調査では、高齢者世帯の消費支出に占める食料費の割合が高くなり、その影響は昨年7月比でみると4.4%高くなっています。また、在宅時間が長いため、光熱・水道費も影響しているもので、その影響は、15%高くなっています。とりわけ70歳以上高齢世帯への影響が最も多いものとなっています。しかも、年金額も0.4%減らされるなど一層の所得減少となっています。この状況で、医療費の窓口負担2倍化は、高齢者の生存権を脅かし、受診抑制を深刻化させます。国に中止を求めるべきです。ご所見をお示してください。

副市長答弁：次に、75歳以上の医療費窓口負担の引き上げについては、現役世代への給付が少なく、給付は

高齢者中心、負担は現役世代中心という、これまでの
社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支
えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築する
ため見直しが行われたものであり、国に対し、中止を
要望することは考えていません。

環境行政について

高木たけし市議：CO₂削減の取り組みについて伺います。

地球温暖化対策推進法や政府の「地球温暖化対策計画」にもとづき、自治体では区域内の実行計画の策定を求められていますが、「2050 年 CO₂実質ゼロ」や、30 年までの思い切った排出削減を踏まえ、脱炭素社会に向けた計画を立案していく必要があります。

広島県は「地球温暖化防止地域計画」及び「地球温暖化対策実行計画」の改定を進める予定であり、本市の地球温暖化対策実行計画も見直しが必要です。改定に向けた取り組みの見通しをお答えください。

環境省によれば、「2050 年 CO₂実質ゼロ」を表明した自治体は、2022 年 7 月末時点で 758 自治体に達し、表明した自治体の人口は、総人口の 95%に相当します。この目標の達成のためには自治体レベルでの具体的かつ計画的な本気の取り組みが求められるため、その姿勢を表明することは重要です。

2020、21 年の本会議において、我が会派は同表明を行うことを求めています。実行計画改定に際し、あらためて「2050 年 CO₂実質ゼロ」の表明を求めます。ご所見をお示し下さい。

大規模な製鉄所を有する本市においては、産業部門からの CO₂排出

が大部分を占めており、企業との連携が無ければ CO₂削減は進みませんが、製鉄所が所在する 14 自治体の内、12 市が「2050 年 CO₂実質ゼロ」を表明しています。

八幡製鉄所がある北九州市も「2050 年 CO₂実質ゼロ」を表明しています。北九州市における基準年 2013 年度の産業部門 CO₂排出量は、約 7 割を占める 1,267 万 t ですが、2030 年度には 47%削減の 666 万 t を目標としています。具体的な取り組みとして、本年 2 月にグリーン成長戦略を策定し、2030 年までに再エネ発電量を市内供給の 30%にあたる年間 2,980GWh とし、PV、EV・蓄電池等の導入を進め、2050 年までの長期的な目標では、水素の供給による高温の熱需要への対応などを掲げています。CO₂削減の実現には、企業の取り組みに任せるのではなく、行政が地元企業と連携し、率先して CO₂削減を進める戦略を持つことが必要と考えます。ご所見をお示し下さい。

また、戦略の策定と共に、CO₂の大口排出事業所への対応として、削減の協定を結び、今後、本市の削減目標を確実に実行、達成していくことを求めます。ご所見をお示し下さい。

副市長答弁：次に、CO₂削減の取組についてであります。

今年度から 2 か年で、福山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含した環境基本計画を改定することとしています。

今年度は、国の温室効果ガスの削減目標を踏まえて、本市の削減目標を見直すことにしています。

次に、「ゼロカーボンシティ」の表明については、環境基本計画を見直す中で、環境審議会など、有識者や民間事業者の意見も聞くこととしています。

次に、CO2 削減に向けた戦略策定についてであります。

2050 年カーボンニュートラルに向けては、削減目標を定めた環境基本計画に基づき、行政が牽引役となり、市民や事業者と連携する中で、その達成に向けた施策を着実に展開していくこととしています。

また、計画策定後は、環境審議会や地球温暖化対策協議会において、PDCA サイクルを踏まえた議論を行い、その実効性を確保してまいります。次に、エネルギー使用量が一定規模以上の事業所は、県の条例に基

づき、「温室効果ガス削減計画書」を策定し、取組を進めており、協定については、考えていません。

高木たけし市議：省エネの推進について伺います。

エネルギー消費を減らす省エネルギーは、CO₂ 排出を減らす上で欠かせませんが、日本の省エネは世界から大きく立ち遅れています。しかし、逆に言えば、省エネにまともに取り組めば、CO₂ 排出を大きく削減できる可能性があることを示しています。

市内中小企業の多くを占める製造業では、断熱化や電力利用の効率化や、製造過程で排出された熱を利用するシステム導入でエネルギー消費量を大きく削減することが可能になっています。脱炭素の取り組みはコスト面だけでなく、売上げの拡大、融資獲得といった事業の成長につながります。「省エネ投資」のための無利子・無担保・無保証の融資制度創設を求めます。ご所見をお示し下さい。

省エネ住宅は10年程度で投資した省エネ費用の回収ができ、その後はエネルギー消費減による節約効果が続きます。省エネは家計にとっても負担減になります。

長期化が懸念される物価・燃料高騰の影響は建築資材の価格にも影

響しており、住宅の新築・改築時の省エネ化推進を支援することは大きな効果が期待できます。独自に住宅の省エネ化助成制度創設を求めます。ご所見をお示し下さい。

副市長答弁：次に、省エネの推進についてであります。中小企業向けの支援については、現在、国・県・市がそれぞれ補助制度を用意しています。

融資制度の新設は、考えていません。また、住宅の省エネ化に対する支援については、本市の環境基本計画を見直す中で、検討することとしています。

高木たけし市議：プラスチック廃棄物処理について伺います。

本年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」は、焼却中心から減量・資源化優先へと廃棄物政策の大きな転機となっています。環境省は同法の審議過程で、プラスチックを焼却して熱エネルギーを回収する熱回収はリサイクルではないとの答弁を繰り返し、資源化した場合のCO₂削減効果はごみ発電の3倍大きいとの試算も示しています。同法は、容器包装以外のプラスチック使用製品も自治体が資源として一括回収し、リサイクルを促進するなどとしていま

す。

本市は容器包装のみを収集し、その他のプラごみは可燃ごみとして収集しています。組成調査によると2020年度の家庭系の可燃ごみにはプラスチック類が10%含まれ、そのうち資源化可能なものが7.1%、容器包装以外は3%含まれていました。排出量実績(81,862トン)にあてはめると、10%は8200トン弱です。

環境省のモデル事業で一括回収の実証実験をした広島市など7都市の結果では、74%の市民が「容器包装のみを分別する場合より分別しやすい」と回答し、資源として回収できた量が35%増えています。本市も一括回収の実施を求めます。ご所見をお示しください。

次に、事業系ごみのプラスチックの排出実績は2020年度で4トンと、少ない状態で推移していますが、組成調査によると可燃ごみにプラスチック類が21.2%含まれます。資源化可能なものは11.1%も含まれ、排出量(49,364トン)にあてはめると5500トン弱にもなります。事業系一般廃棄物は、「適正に分別され、市の処理施設に持ち込みがあったものを市で処分する」ことになっていますが、適正に分別されているとは言えない状況です。要因と対策をお示

してください。

福山市内の産業廃棄物のうち、廃プラスチック類は2017年度で約2万8000トンですが、その後の推移をお示してください。一般廃棄物のプラスチックごみは2020年度で4754トンであり、これをはるかに上回る廃プラスチック類のリサイクルは重要です。

全国では2021年7月時点で、133の自治体が「プラスチックごみの削減に向けた取組」を宣言しています。「プラスチックごみゼロ宣言」を表明した神奈川県では、産業廃棄物の処理状況等を調査し、事業者による再生利用を推進しています。

本市もゼロ宣言を行い、事業者と協力して排出抑制、適正処理、再生利用を徹底することを求めます。ご所見をお示してください。

副市長答弁：次に、プラスチックの処理についてあります。本年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」では、一般廃棄物の容器包装プラスチックと商品プラスチックの一括回収に努めることとなっています。

これを受け、本市でも、ごみの分別や収集体制、選別工程の見直しなどを含め、一括回収の実施を検討し

ています。

次に、容器包装プラスチックごみのうち事業系のものについてであります。

本市では、事業者には「一般廃棄物減量計画書」の提出を求めている、分別状況などの聞き取りを行っています。

事業所からは、「分別方法がよくわからない」、「従業員やテナントへの周知徹底が難しい」と聞いています。

引き続き、分別の徹底や減量など適正処理に向け、周知・指導してまいります。

次に、市内の事業者から排出される産業廃棄物の廃プラスチックの量は、2020年度(令和2年度)で、5万5千トンであります。

次に、産業廃棄物の処理についてであります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物は、排出事業者自らの責任において排出抑制や

再生利用など適正に処理することが義務付けられています。引き続き、関係法令に基づき、廃プラスチックの再資源化等の促進や、適正保管・適正処理となるよう、指導を行ってまいります。

高木たけし市議：産業廃棄物処理について伺います。

7月31日に、箕沖町の産廃処理施設ツネイシカムテックス福山工場の産業廃棄物保管庫が爆発、炎上する事故が起きました。

同社では、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やゴムくずなどの焼却を行っています。薬品のような刺激臭もしたとのことですが、この火災で、有害物質が発生したことも懸念されます。この火災の原因と再発防止対策についてお示してください。

広島県内では、2019年、22年に産廃業者の廃棄物焼却炉の排ガスから基準値を超えるダイオキシンが検出され、施設の使用停止、改善命令の行政処分が行われています。産廃処理業者は、収益を上げるために、引き取り手がないごみを集めて焼却したり、埋めたりすることもあります。処分場や焼却施設へ持ち込まれるごみの量や質、処理が適正に行われているか、チェックが大事だと考えます。体制の

具体について、お示してください。

副市長答弁：次に、産業廃棄物処理施設の火災についてであります。

火災原因については、現在、消防組合において調査をしています。

火災後には立入調査を行い、事業者に対し受入や保管、管理などを適正に行うよう当面の対応を指示しています。

今後、火災原因の判明後には、消防組合と連携し、再発防止策の徹底を指導してまいります。次に、産業廃棄物の処理についてであります。排出事業者は、廃棄物が適正に処分されるまでを把握する義務があるため、「産業廃棄物管理票」いわゆるマニフェストを交付しており、本市では、その内容を確認しています。

また、適正処理が行われているか、排出事業者や処理施設への立入調査も行っています。

高木たけし市議：産廃処分場の水質検査について、伺います。

産廃処分場の水質検査の結果は、毎年16箇所について、行われており、異常はないとのことであります。

市民の方から、産業廃棄物処分場の水質検査は、行っているのかと心配の声が寄せられています。福山市のホームページなどに水質検査結果を公表することを求めます。ご所見をお示してください。

また、東京農工大学の高田秀重教授は、今年4月、多摩川で環境ホルモンであるビスフェノールAの汚染が広がっていると警鐘を鳴らしています。ビスフェノールAは、生殖などにかかわるホルモンの働きをかく乱する化学物質の一つで、主にプラスチックの原料やプラスチックの添加剤としても利用されています。この化学物質が、ごみの埋め立て処分場の浸出液から非常に高い濃度で含まれていることがわかり、高田教授は「長期にわたる監視体制が重要だ」としています。加茂町広瀬地域の産廃処分場で、プラスチックも含めて焼却や埋め立てしている処分場が存在することから、水質検査の項目にビスフェノールAを加えることを求めるものです。ご所見をお示し下さい。

副市長答弁：次に、産廃処分場の水質検査について
であります。

事業者は、廃棄物処理法に基づき、水質調査を行う
こととなっています。

一方、本市でも、最終処分場の周辺地域に影響が出
ないように、行政検査としての水質検査を行っています。

その結果、生活環境を著しく脅かす状況があり、行
政処分を行う場合は、公表することとなります。

次に、水質検査の項目については、法令に基づいた
ものであり、追加は考えていません。